

電 気 設 備 工 事 仕 様 書

I 工事概要		共通事項		V 機器取付高さ	
1. 工事場所 秋田県秋田市新屋町12-3 秋田公立美術大学 工芸体験棟 ● W . S . R C . S R C . C B	2. 建物概要	3. 施設名 建築設備機器 S 自家用電気工作物 ○一般用電気工作物 ●第一種電気工事士 ○第二種電気工事士 ○認定電気工事従事者 ○特殊電気工事資格者 4. 電気工作物 5. 電気工事士 6. 電気料金他	1. 他業種との工事区分 特記なき以外は下記は本工事とする。 (1) 壁・床・壁貫通型のスリーブ (2) 壁埋込器具類の板枠 (3) 天井埋込型器具類下地の垂出し (4) 軽量鉄骨(天井・壁とも)の機器取付け用の補強 (5) 吊りボルト用インサート 2. スリーブ 3. ハンドホール 4. 接地 5. 土木事務連絡 6. 施設施工 7. アンカー 8. シーリング 9. 再使用機器 10. 土木点検口 11. キュビカル	特記なき以外は下記を標準とするが、現場の状況に応じて監督員と協議すること。 機器取付高さは下表を標準とするが、現場の状況に応じて監督員と協議すること。 機器取付高さは下表を標準とするが、現場の状況に応じて監督員と協議すること。	
II 一般事項	1. 通用範囲 設計図書および質問回答書に記載してある事項以外は、国土交通省大臣官房官房長官許認修公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編 最新版 以下、標準仕様書といふ)および公共建築設備工事標準規格(電気設備工事編 最新版 以下、標準規格といふ)による。 2. 工事関係書類 標準仕様書 第1編 1. 3~1. 2. 4による他、下記による。 1) 提出書類について 下記の書類の中より指示するものと提出すること。 (1) 工事前に提出する書類 施工計画書 実施工程表 工事監理用白模き2つ折り紙 施工体系図 資格証明書等の写し 工事実績情報登録内容確認書(受注登録) 機器・材料製造者選定届 納入仕様書 総合図 施工図 計算書 工事写真 工事前試験結果報告書 打合せ記録 (2) 工事中に随時提出する書類 施工計画書 工事施工記録書(月1回) 工事総合進捗表(月1回) 工事施工進捗図(月1回) 工事施工記録写真(月1回) 全体実施工程表 週間・月間工程表 作業日報 施工体系図 施工体制台帳 使用材料報告書 納入仕様書 試験成績報告書 総合図 施工図 工事写真 試験結果報告書 打合せ記録 諸官庁届出手書 工事実績情報登録内容確認書(変更登録) 工事完成届(指定用) 建退共証紙貼付実績報告書および共済手帳の写し 完成写真 主要機器一覧表 機器・材料製造者選定届 納入仕様書 試験成績報告書 社内検査報告書 諸官庁届出手書および許可書 資格証明書等の写し 床材等の施工証明書(マニフェストE票の写し、許可証の写し、フローチャート等) (4) 完成検査前に提出する書類 完成検査報告書 (5) 完成検査後に提出する書類 完成検査報告書 同上正報書および正写真 完成検査報告書 同上正報書および正写真 (6) かし担保 かし担保期間は、工事請負契約書による。但しライトバー、LED電球については5年とする。 (7) かし担保満了時の提出書類 かし担保期間満了1ヶ月前に各設備の点検、調整及び修理を行い、監督員に書類で報告すること。 2) 工事写真について 国土交通省大臣官房官房長官許認修「工事写真の撮り方」および下記による。ただし、詳細については監督員の指示によるものとする。 ・完成写真、床材等の施工証明書(マニフェストE票の写し、許可証の写し、フローチャート等) ・完成写真、資材検査写真(工種別、資材別、寸法、仕様記録) ・完成写真、床材等の施工(積込み、運搬、分地搬入状況) ・試運転調査等) ・検査写真(中間検査写真、完成検査写真、官庁会検査写真)	1. 他業種との工事区分 特記なき以外は下記は本工事とする。 (1) 壁・床・壁貫通型のスリーブ (2) 壁埋込器具類の板枠 (3) 天井埋込型器具類下地の垂出し (4) 軽量鉄骨(天井・壁とも)の機器取付け用の補強 (5) 吊りボルト用インサート 2. スリーブ 3. ハンドホール 4. 接地 5. 土木事務連絡 6. 施設施工 7. アンカー 8. シーリング 9. 再使用機器 10. 土木点検口 11. キュビカル	接地埋込器具類はステンレス製とし、文字、数値は刻印とする。 国土交通省大臣官房官房長官許認修「建築工事編 最新版」第3章「工事」による。 接地埋込器具類は、「建築技術耐震設計・施工指針(国土交通省国土技術政策総合研究所監修)」による。 (1) 機器固定のアングルボルトの場合は、施工前に耐震計算書を提出すること。 (2) 屋外に施工する場合はアングルボルトの場合は、シーリング材を確実に行うこと。 シーリング材は原則として成形シリコン(M-S-2程度)とし、シーリング材およびプライマーの選定および施工は国土交通省大臣官房官房長官許認修「建築工事編 最新版」による。 本工事に再利用機器を使用する場合、取扱説明書を確認して施工すること。 特記なき以外は450×450×5mm、アルミニウム、目地枠とする。 特記なき以外は下記によるものとする。 (1) 損耗の測定が容易な構造とし、負荷接続用端子台を実装すること。 (2) 安定感の容量アングルが可能な構造とすること。 (3) フィルタは広帯域とする。 標準仕様によるとホルム分離壁はメートル標準によるものとし、製作壁は下記によるものとする。 (1) 屋内のハンドル形状は監督員の指示によるものとし、200番とする。ただし、シリンダー鍵は300番とする。 (2) 床面形状は丸型とし、制御回路部の配線には緑色番号を記すこと。 (3) 塗装は指定色後付塗装とし、塗装色の指定なき場合は、2.5Y9/1とする。 (4) 壁面の固定方法はワッシャー式とし、ローリングビスおよびビス止め方式としないこと。 (5) 天井裏まで予備の立上り配管(E 2.5×2.0程度)を施工すること。詳細は監督員の指示による。 特記なき以外は角丸形状で、内側にワットレットボックスとする。 (1) 特記なき以外は角型とし、スティックネーム入り、フレートは新金属とする。 (2) コンセントの逆側は端子台を使用しないこと。 照 明 器 具 を含む200V機器には両切りスイッチを使用し、接地線を施すこと。 2. 200V機器 16. ダクトライト 17. 油圧設備 18. テレビ共同受信設備 19. 監視設備 20. 屋外等の仕様 21. 配管等の塗装 22. 保溫・結露防止 23. ケーブル保護 24. 二重天井内配線 25. 導入線の挿入 26. 機器等の表示 27. ケーブルマーク	機器取付高さ 機器取付高さは下表を標準とするが、現場の状況に応じて監督員と協議すること。 機器取付高さは下表を標準とするが、現場の状況に応じて監督員と協議すること。	
III 仮設工事	IV 仮設工事	VII 工事機材			
1. 現場事務所 ○有り ●無し 工事電力および用水 ○構内既存施設 ○利用できない ●利用できる 工事用水 ○構内既存施設 ○利用できない ●利用できる 3. 工事表示板の設置 監督員が指定する位置に一箇所設置する。 表示時期は工事着工時から完成時までとする。 表示板の形式	表面 ○ 分類 分類 締縫 施工年月 表面 ○ 始点(盤名等) 終点(盤名等) 裏面 ○	VI 工事機材			
1. 完成書類 ●完成書類(○ 黒表紙製本) ●簡易紙製本 ●A4版青縫き2つ折り紙本(●竣工図 ●施工図 ○納成図) ●CD、DVD(●竣工図 ●施工図 ●納入仕様書 ●取扱説明書 ●工事写真) (2) 附属品(予備品含む)、保安装置は引締目録を添えて提出すること。また鍵・弁等に取り付ける名称札はプラスチック製とし、彫り込み文字とする。 予備品において、ヒューズ、遮断器類は、各盤ごとに現用品の20%以上、また、種別ごとに1組以上を準備すること。 9. その他 (1) 2F渡り廊下・1F南入口ダウナウントの点灯回路については十分協議のうえ施工する。 (2) 本工事に必要な各種申請手続等はすべて請負者において行うこと。	2. その他の機材 (1) 表示板は、風圧に耐えるよう配慮すること。 (2) 地色は、マニセラード1G Y 5/8とし墨文字(角ゴシック)で表現する。 (3) 表示板の大さき ○1号 (横 180cm X 縦 90cm) ○2号 (横 240cm X 縦 120cm) ○3号 (横 360cm X 縦 180cm) ●その他 (横 80cm X 縦 60cm)	本工事に使用する機器および材料は、下記の製造業者のうちから選定すること。ただし、記載されていない品目、製造業者および同等品等については事前に書類を提出し、監督員の承認を得ること。 完成図面の納入にあたっては、電子納品に対応すること。			
5. 施工 標準仕様書 第1編 1. 5~1. 5. 7による他、下記による。 (1) 技能士の適用範囲は期末処理作業、後打ちアンカーアクション、ケミカルアンカーアクションとする。 (2) 作業にあたっては事前に本学のスケジュールを把握、授業、試験等に支障のなきようにする。 6. 試験 標準仕様書記載の試験および、監督員の指示するものとする。 7. 工事検査および技術検査 標準仕様書 第1編 1. 6~1. 6. 2による他、「秋田市建設工事検査規程」に準じる。 8. 完成図面 標準仕様書 第1編 1. 7~1. 7. 3による他、下記による。 (1) 完成書類(標準仕様書および、監督員の指示による)。	4. その他の機材 (1) 建設リサイクル法の対象の場合は、同法遵守指導としての「届出(通知)済シール」を建設業者許可標識に貼り付けること。 (2) 建設業者登録金共済制度の対象の場合は、「建設業者登録金共済制度適用事業主工事現場標識」の掲示をすること。	J I Sマーク表示品 ○耐火・耐熱ケーブル ○通信用ケーブル ○電線管・電線管付属品 ○波打模擬合成樹脂管 ○ブローバックス ●照 明 器 具 ○H D L 灯 ○非常用照明器具 ○接合器具 ○配線器具 ○製作盤 ○標準盤 ○ホール分電盤 ○配線用遮断器 ○電線開閉器 ○計器、继電器等 ○高・低負荷開閉器 ○高・低遮断器 ○変速器 ○進相用エンジンサ ○直列リクトル ○免電機 ○蓄電池 ○電気時計 ○接合装置 ○テレビ共同受信 ○電話交換装置・電話機 ○火災警報機 ○避雷針 ○ハンドホール ○ハンドホールの蓋 ○バブルヒーター ○遠赤外線ヒーター ○ロードヒーター ○防火区画漏泄感知材			

件名	工芸体験棟照明器具 LED 化更新工事				種別	仕様書	特記 工期の厳守・授業への配慮	2 枚 面 番 号 1
	課長	参事	課長 補佐	担当				
					縮尺	N/S		
					設計年月	令和 5. 8	年度	令和 5 年度